

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、滋賀県及び岐阜県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日) 【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日) 【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市

- 【応援内容】
- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日) 【対象】

富山県、石川県、福井県

- 【応援内容】
- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係わるヘリコプターの派遣及びあっせん
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入れ
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日) 【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

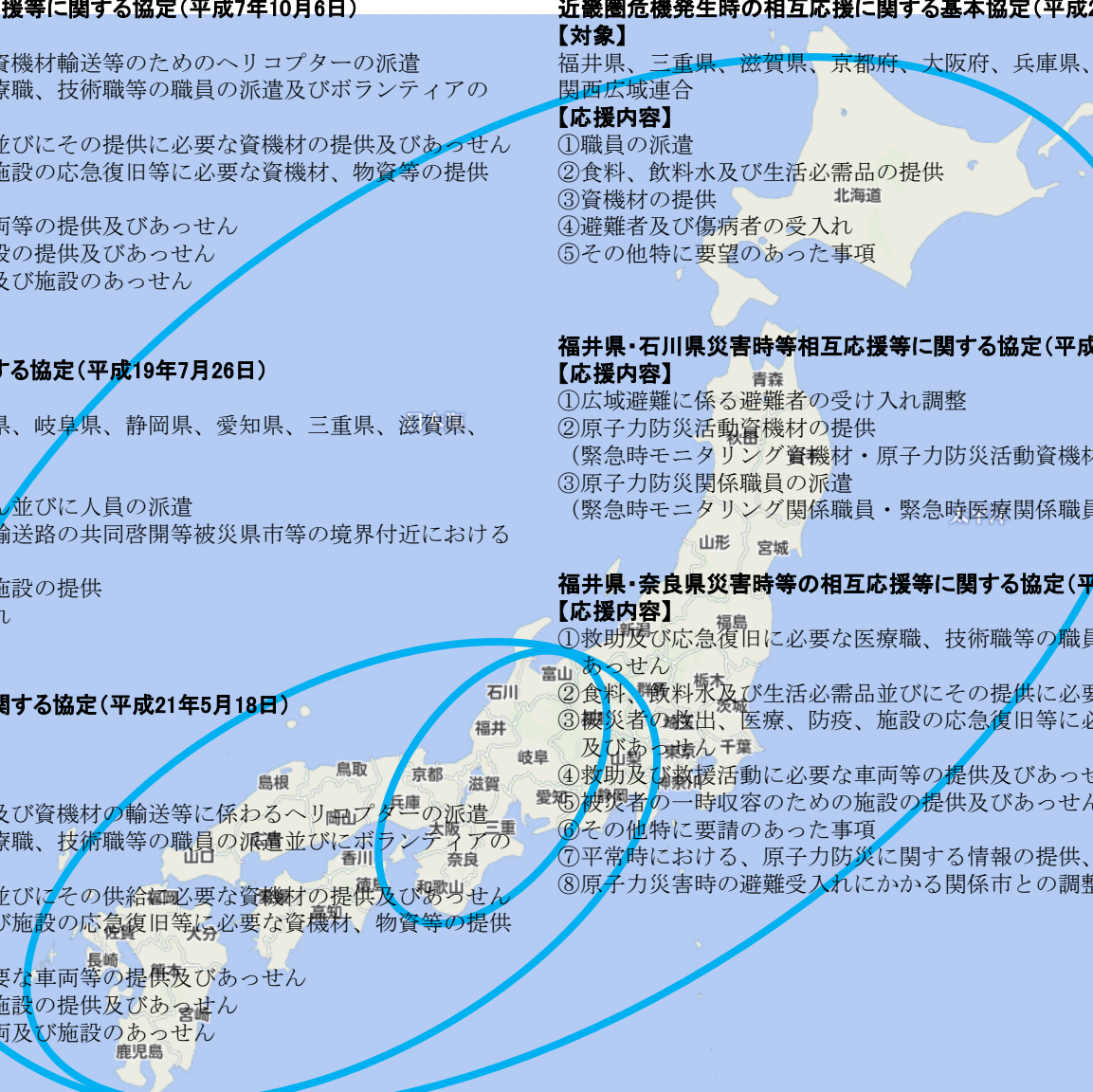
- 【応援内容】
- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力



他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災府県が要請した措置

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①住民の避難
 - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
 - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年3月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

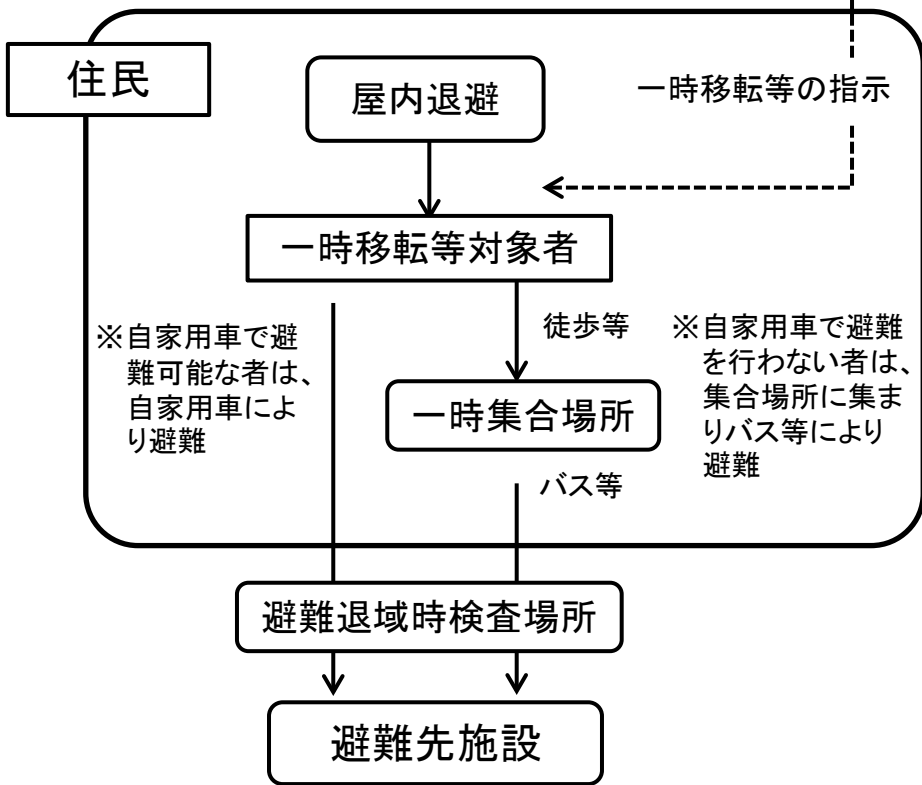
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成都府県市が要請した措置



福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車又は県が確保するバス等により避難。

関係市町原子力災害対策本部等



<UPZ市町の避難先>

※ 令和7年4月1日時点

市町名	県内避難先	県外避難先	
みはまちよう 美浜町 7,934人	ちよう おおのし おい町、(大野市)	-	-
つるがし 敦賀市 61,852人	ふくいし 福井市	奈良県	ならし やまとこおりやまし 奈良市、大和郡山市、 てんりし いこまし 天理市、生駒市
わかさちよう 若狭町 13,104人	-	兵庫県	たんばし たんばささやまし 丹波市、丹波篠山市、 みきし かとうし おのし 三木市、加東市、小野市、 にしわまし かさいし たかちよう 西脇市、加西市、多可町
おばまし 小浜市 23,732人	-	兵庫県	ひめじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市
みなみえちぜんちよう 南越前町 9,380人	えいへいじちよう 永平寺町	-	-
えちぜんし 越前市 80,264人	さかいし し 坂井市、あわらし	石川県	こまつし のみし 小松市、能美市
えちぜんちよう 越前町 19,633人	さかいし 坂井市	-	-

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、同一県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

美浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 大野市ルート**
- 【主な避難経路①】
- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC →北陸自動車道→福井IC→国道158号
 - ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC →北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道
- 【主な避難経路②】
- ・ 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井IC→国道158号
 - ・ 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道



おい町ルート
 【主な避難経路②】
 国道27号(→国道162号)

【広域避難先②(県内避難)】
 おおのし 大野市※

- <美浜東地区>
大野市エキサイト広場総合体育施設
- <美浜中央地区>
上庄公民館、他8か所
- <美浜西地区>
大野市有終東小学校、他2か所

【広域避難先①(県内避難)】
 みはまがし おおい町

- <美浜東地区>
おおい町立佐分利小学校、他2か所
- <美浜中央地区>
里山文化交流センター、他3か所
- <美浜西地区>
おおい町総合町民体育館、他1か所

おい町ルート
 【主な避難経路①】
 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大飯高浜IC

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

県外避難なし

敦賀市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県内又は県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

奈良県※

- ＜西浦、常宮、沓見、松原地区＞
生駒市(生駒市コミュニティセンター、他23か所)
- ＜赤崎、敦賀北、東浦、咸新地区＞
天理市(天理市立東部公民館、他33か所)
- ＜栗野、栗野南、黒河、敦賀西、敦賀南、中郷地区＞
奈良市(奈良市立平城東中学校、他160か所)
- ＜中央地区＞
大和郡山市(大和郡山市南部公民館、他26か所)

【広域避難先(県内避難)】

福井市

- ＜西浦、常宮地区＞
福井市羽生小学校、他1か所
- ＜赤崎地区＞
福井市芦見生涯教育施設
- ＜栗野地区＞
福井市松本公民館、他15か所
- ＜栗野南地区＞
福井市立明倫中学校、他7か所
- ＜沓見地区＞
福井県立高志高等学校
- ＜黒河地区＞
福井市美山啓明小学校、他7か所
- ＜中央地区＞
福井市東藤島小学校、他12か所
- ＜敦賀北地区＞
福井市川西中学校、他15か所
- ＜敦賀西地区＞
福井市清水北小学校、他11か所
- ＜敦賀南地区＞
福井市西藤島小学校、他14か所
- ＜中郷地区＞
福井県立藤島高等学校、他14か所
- ＜東浦地区＞
福井市東体育館
- ＜松原地区＞
福井市社中学校、他14か所
- ＜咸新地区＞
福井市本郷小学校、他7か所

【主な避難経路①】
国道8号

【主な避難経路②】
敦賀IC→北陸自動車道→福井IC

【主な避難経路③】
国道476号→国道365号→国道8号

【主な避難経路⑤】

国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪
自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

県外避難

【主な避難経路④】

敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス
→第二京阪自動車道→交野北IC→国道1号→国道168号→国道163号

※福井市に避難できない場合の避難先

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

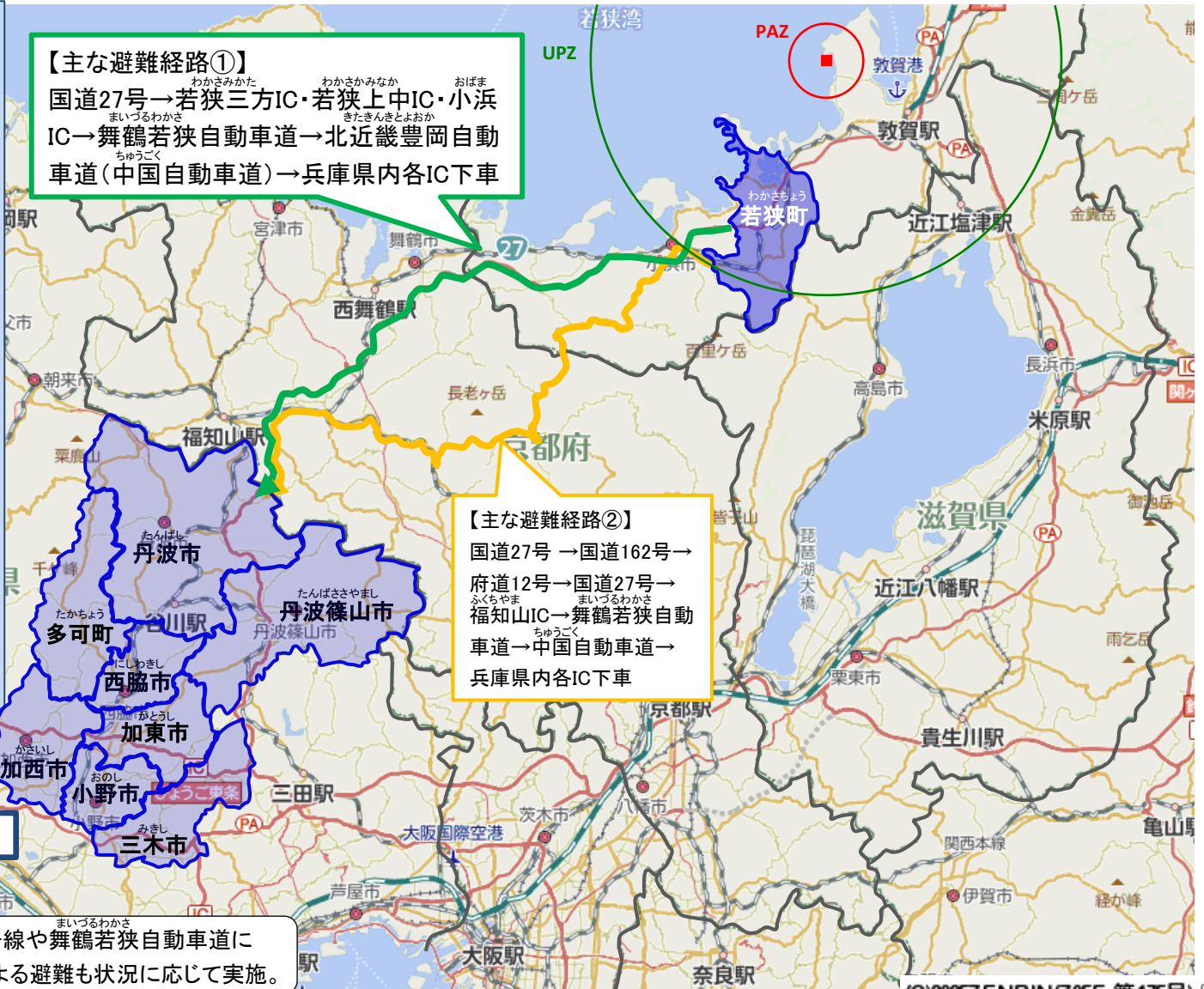
- 兵庫県**
- <みそみ、明倫地区>
三木市(口吉川町公民館、他13か所)
 - <三方地区>
丹波篠山市(丹波篠山総合スポーツセンター、他5か所)
 - <加東市(やしろ国際学習塾)>
 - <気山、梅の里、岬地区>
丹波市(山南農業者等体育施設、他6か所)
 - <鳥羽地区>
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
 - <瓜生地区>
加西市(市民会館、他8か所)
 - <熊川地区>
多可町(文化会館ベルディーホール、他3か所)
 - <三宅地区>
加東市(滝野総合公園体育館)
 - 小野市(コミュニティセンター下東条、他1か所)
 - <野木地区>
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)

県外避難

【主な避難経路①】
 国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道(中国自動車道)→兵庫県内各IC下車

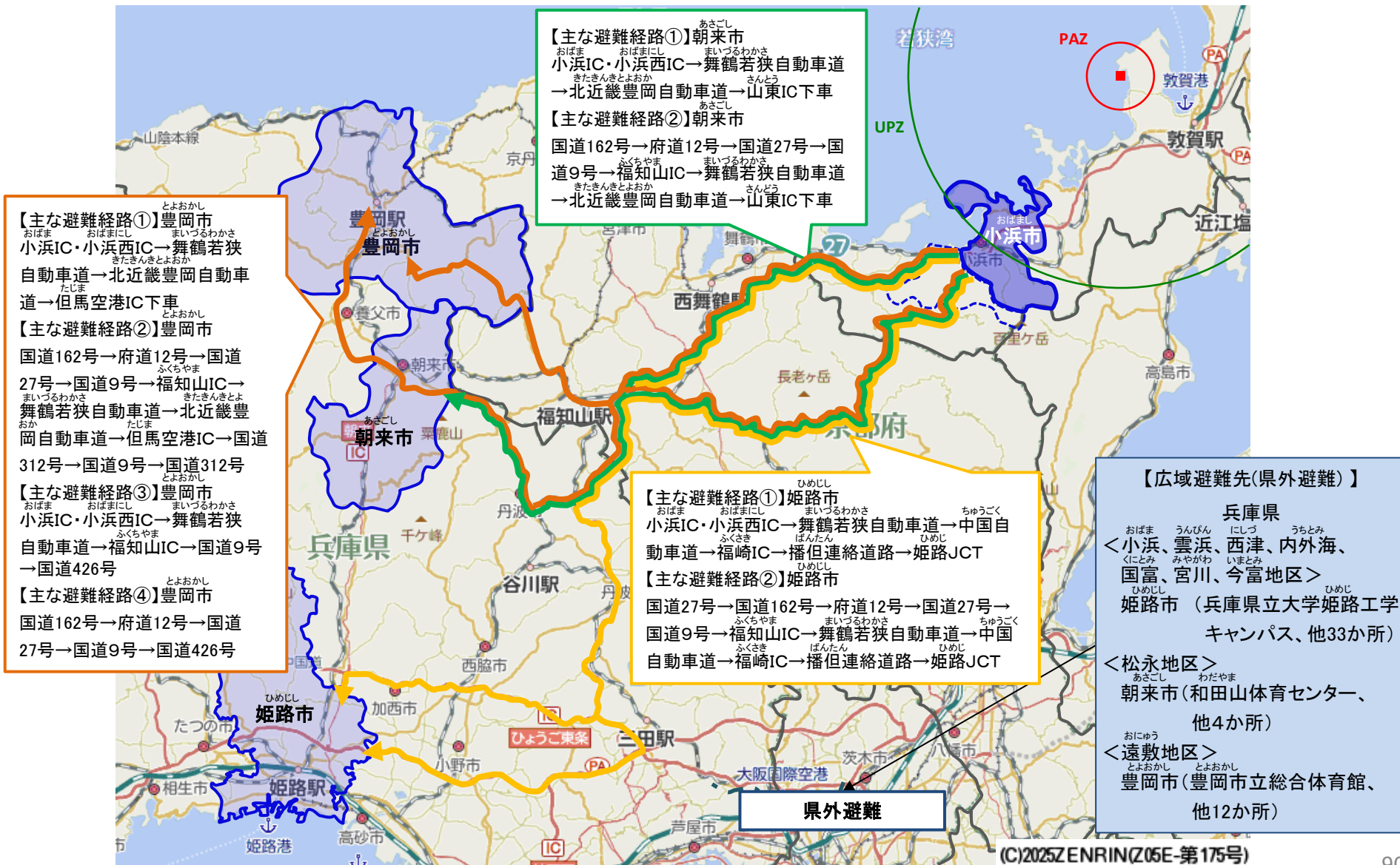
【主な避難経路②】
 国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→ふくちやま福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→兵庫県内各IC下車

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



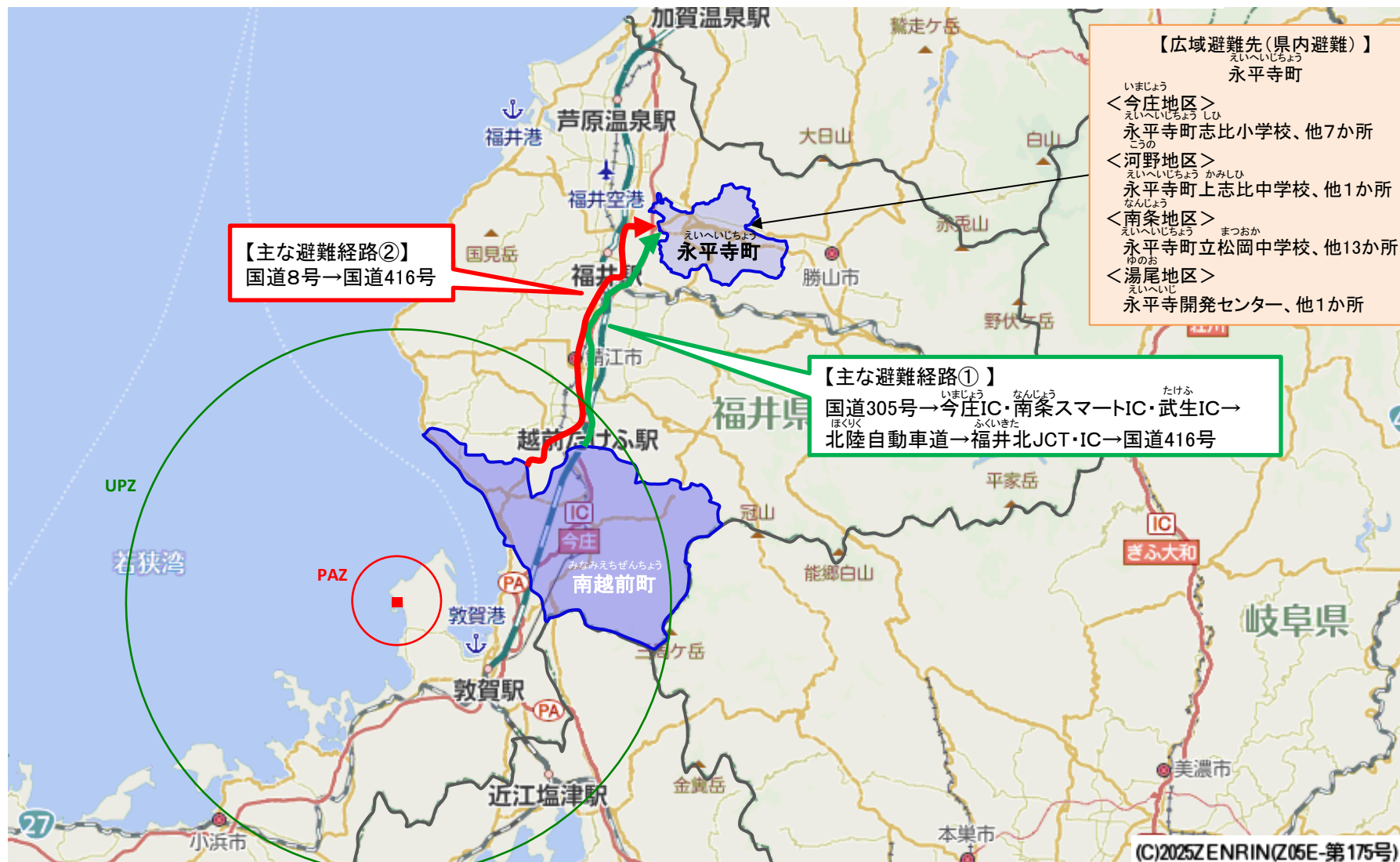
おぼまし 小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



南越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



越前市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県内避難)】

坂井市、あわら市

- < 神山地区 >
 - 福井県児童科学館、他1か所
- < 大虫地区 >
 - 春江B&G海洋センター、他9か所
- < 坂口地区 >
 - 坂井市ゆりの里公園
- < 王子保地区 >
 - 文化の森・YURI文化情報交流館、他3か所
- < 白山地区 >
 - 坂井市立大石小学校、他3か所
- < 武生南地区 >
 - 丸岡総合福祉保健センター
 - 他12か所
- < 北日野地区 >
 - 福井県立金津高等学校、他9か所

【主な避難経路②】

県道福井大森河野線(県道3号)→
 県道福井四ヶ浦線(県道6号)→
 県道福井加賀線(県道5号)

【主な避難経路④】 国道8号

【主な避難経路①】 国道8号

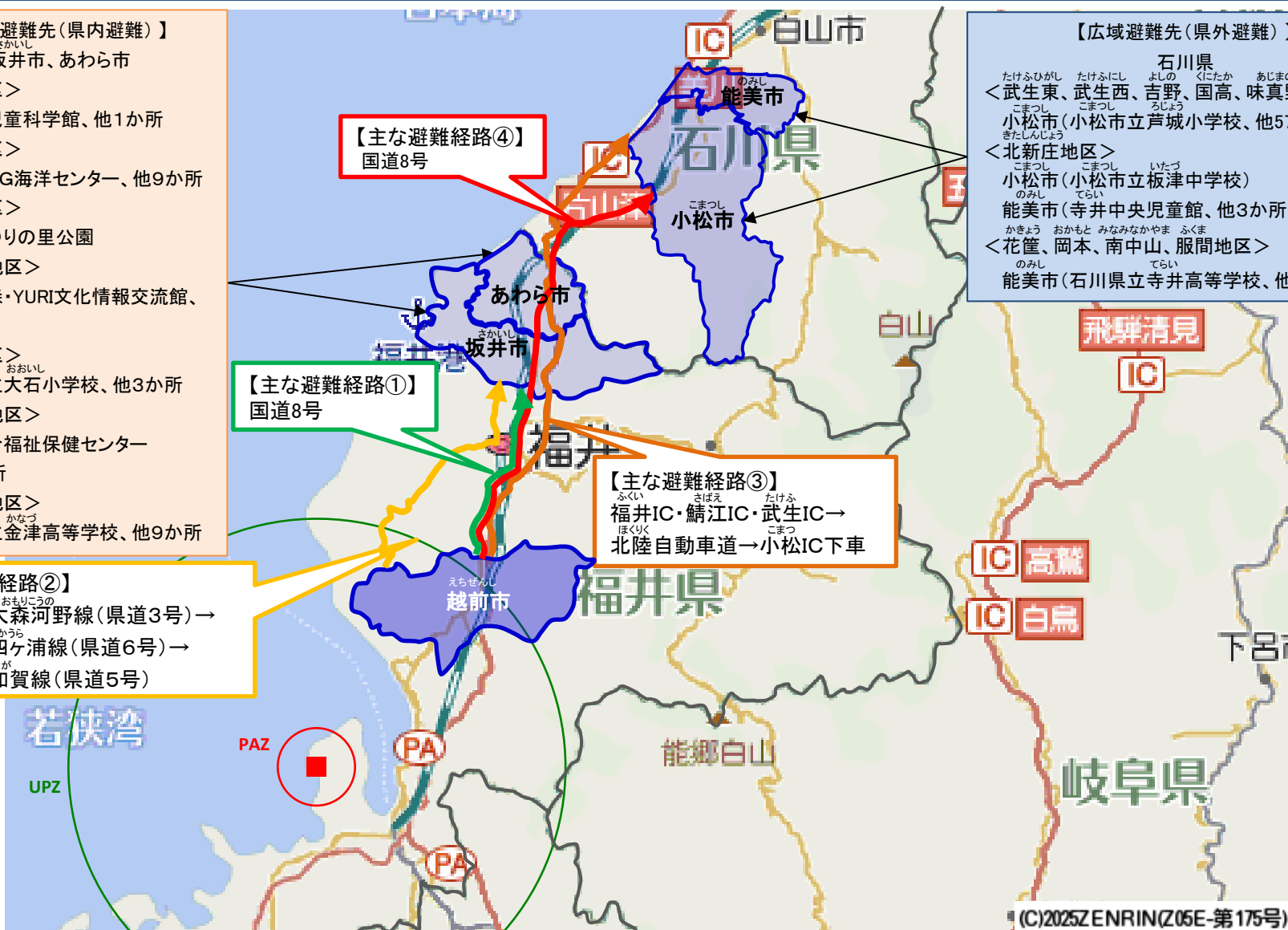
【主な避難経路③】

福井IC・鯖江IC・武生IC→
 北陸自動車道→小松IC下車

【広域避難先(県外避難)】

石川県

- < 武生東、武生西、吉野、国高、味真野地区 >
 - 小松市(小松市立芦城小学校、他57か所)
- < 北新庄地区 >
 - 小松市(小松市立板津中学校)
- 能美市(寺井中央児童館、他3か所)
- < 花筐、岡本、南中山、服間地区 >
 - 能美市(石川県立寺井高等学校、他18か所)



越前町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的移転等を実施。
- UPZの中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
つるが 敦賀半島	つるがし ししゅう 敦賀市西浦地区等	つるが 敦賀原子力館グラウンド
つねがみ 常神半島	わかさちよう ししゅう 若狭町西浦地区	つねがみ 常神漁港駐車場
うちとみ 内外海半島	おほまし うちとみ 小浜市内外海地区	とまり 泊区内場外離発着場

半島部(例) 若狭町常神半島

- <凡例>
- : 放射線防護対策施設(収容可能者数)
 - : 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H : ヘリポート適地等
 - : 漁港



<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所	
みはまちよう しんじよう 美浜町新庄地区	しんじよう 新庄	しんじよう 旧新庄小学校グラウンド	
つるがし 敦賀市	かんしん 咸新地区	たに 谷	かんしん 旧咸新小学校グラウンド
	なかごう 中郷地区	おくあそう 奥麻生	あらし 愛発公民館
	くろこ 黒河地区	やま 山	くろこ 黒河小学校グラウンド
わかさちよう くまがわ 若狭町熊川地区	こうち 河内	くまがわ 熊川小学校グラウンド	
えちせんし おうしお 越前市王子保地区	うりゅうのちよう もりひさちよう 瓜生野町、森久町	たけふ 武生第六中学校グラウンド	
えちせんちよう 越前町	とまわ 常磐地区	かしらだに 頭谷	とまわ 旧常磐小学校グラウンド
	いとう 糸生地区	おがわ まき 小川、真木	いとう 糸生小学校グラウンド

中山間地域(例) 美浜町新庄地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

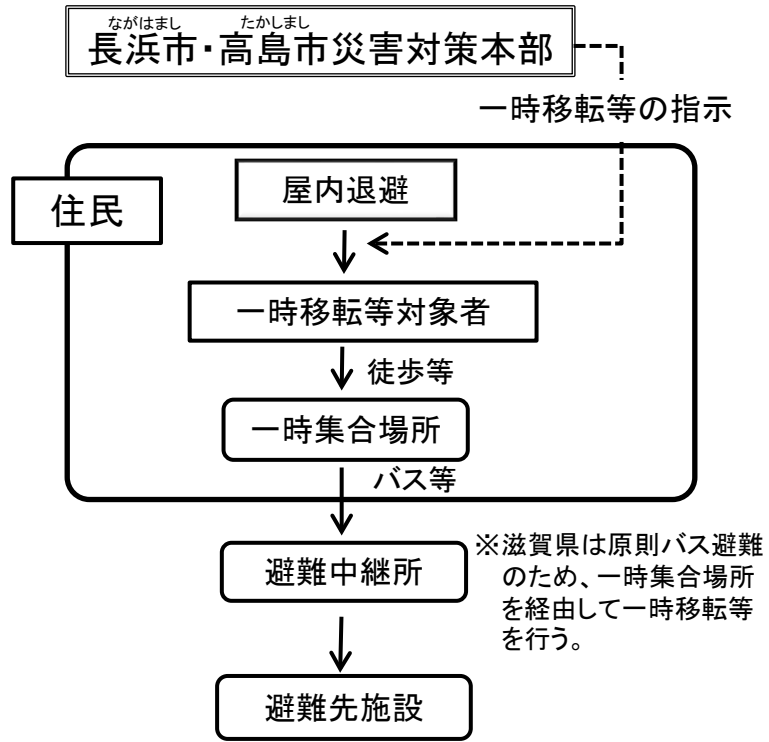
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、^{ながはまし たかしまし}長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

<UPZ市の避難先>

※令和7年4月1日時点



市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 22, 746人	ながはまし 長浜市内 くさつ 草津市 こうかし 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	大阪府 おおさかし さかいし きしわだし いずみおおつし かいづかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やおし いずみさのし とんだぼやしし かわちながのし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし ひがしおおさかし せんなんし おおさかさやまし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし ただおかちよう くまどりちよう たじりちよう みさきちよう 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たいしちよう かなんちよう ちはやあかさかむら 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 25, 639人	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	おおさかし とよなかし いけだし すいたし たかつきし 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 もりぐちし ひらかたし いばらきし ねやわし たいとうし 守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、 みのおし かどまし せつし しじょうなわてし かたのし 箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、 しまもとちよう とよのちよう のせちよう 島本町、豊能町、能勢町

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

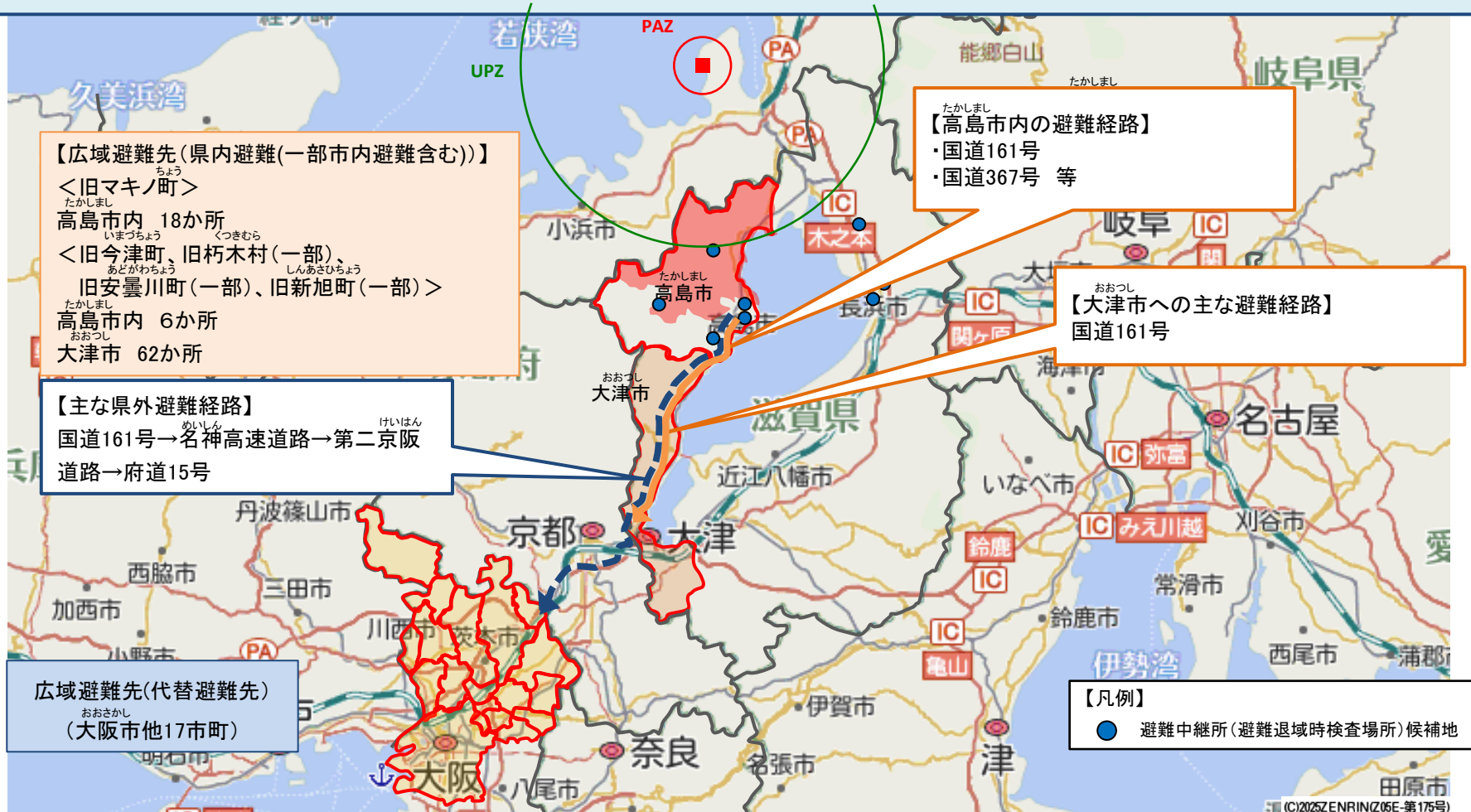
ながはまし 長浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及びながはましは、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- ながはましは、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に災害時の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



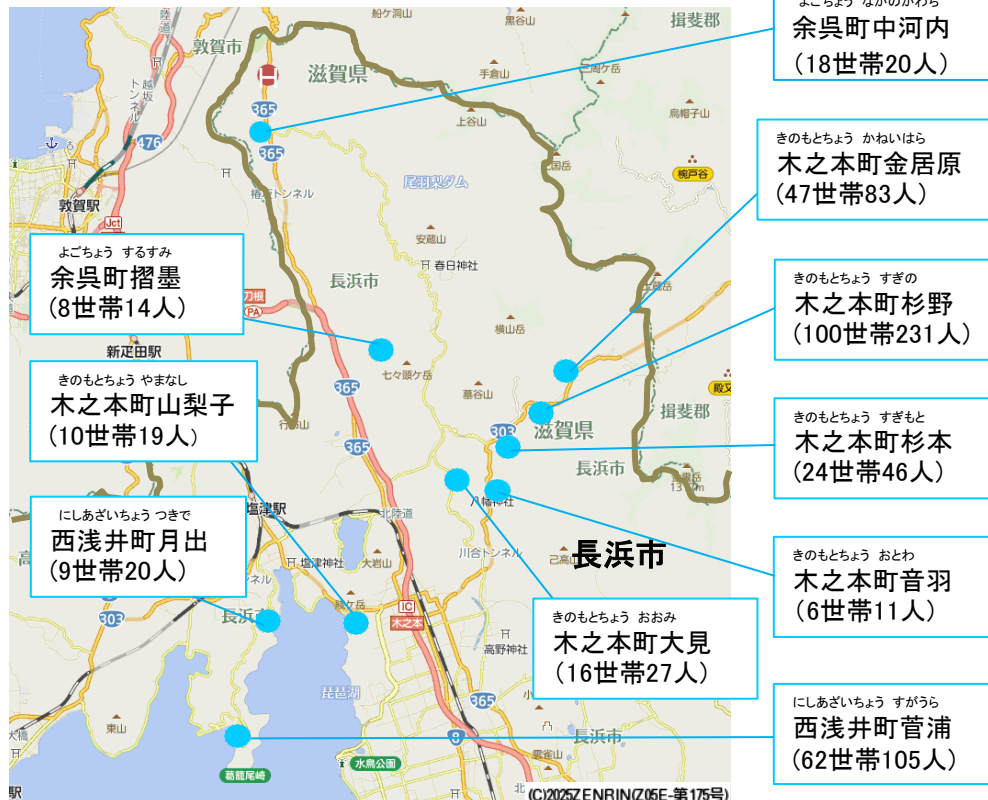
自然災害により孤立した場合の対応(滋賀県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

たかしまし ちよつ
例:高島市マキノ町



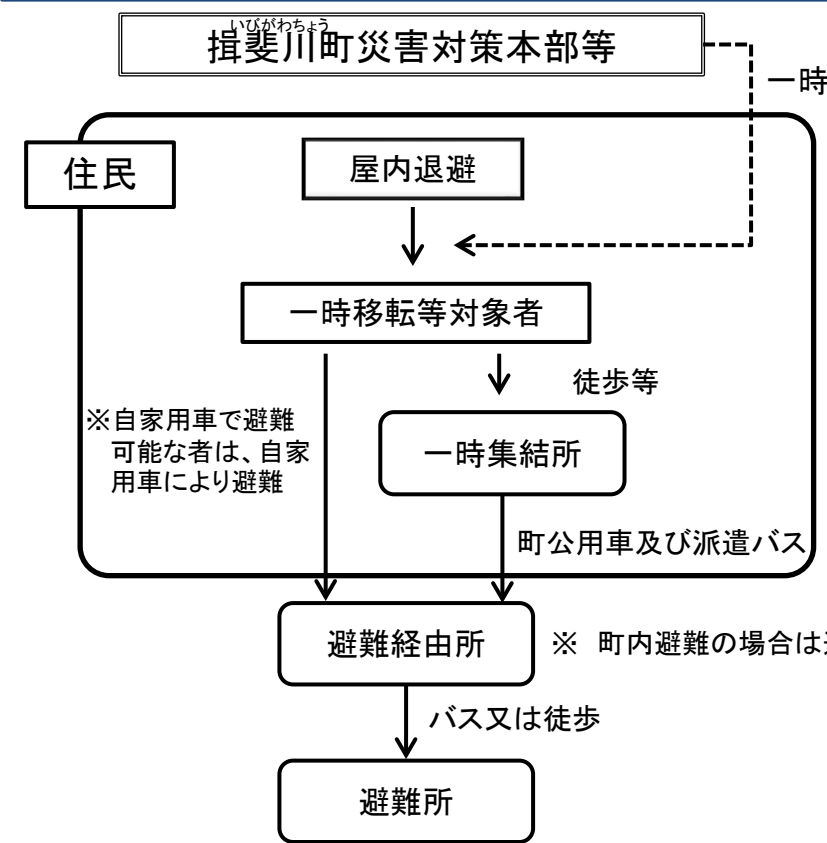
ながはまし
例:長浜市



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

岐阜県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



※ 令和7年4月1日時点

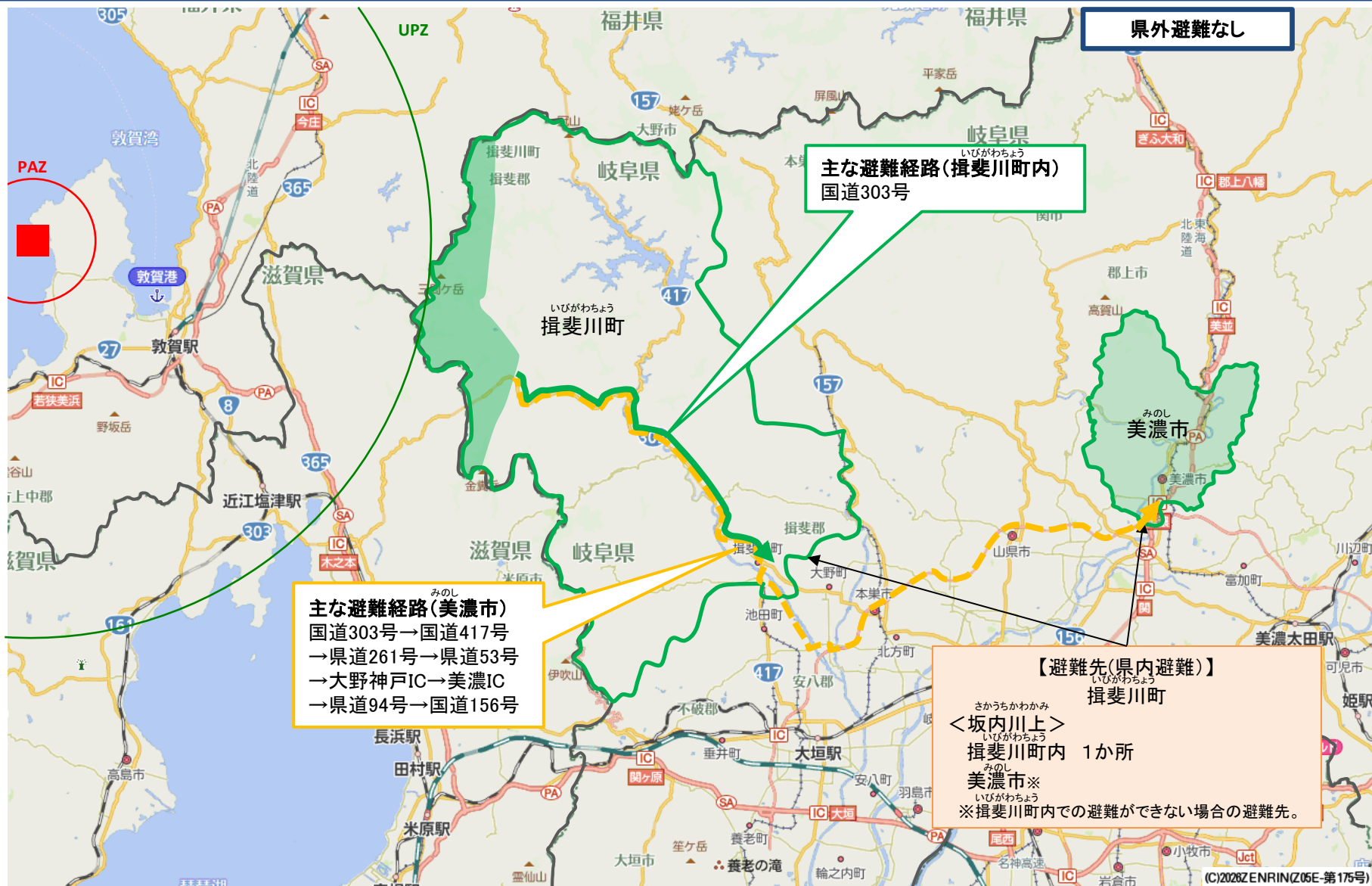
町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 40人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

※ 町内避難の場合は避難経由所を設置せず避難所へ避難。

揖斐川町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害により孤立した場合の対応(岐阜県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 さかうち かわかみ 坂内川上地区



<凡例>
 ● : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)
 H : ヘリポート適地等

(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。102

自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害により使用できない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

<直轄国道>
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

<舞鶴若狭自動車道>
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

<福井県の管理道路>
福井県災害対策本部が応急復旧作業を実施



福井県災害対策本部

岐阜県災害対策本部

<岐阜県の管理道路>
岐阜県災害対策本部において応急復旧作業を実施

<滋賀県の管理道路>
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

滋賀県災害対策本部

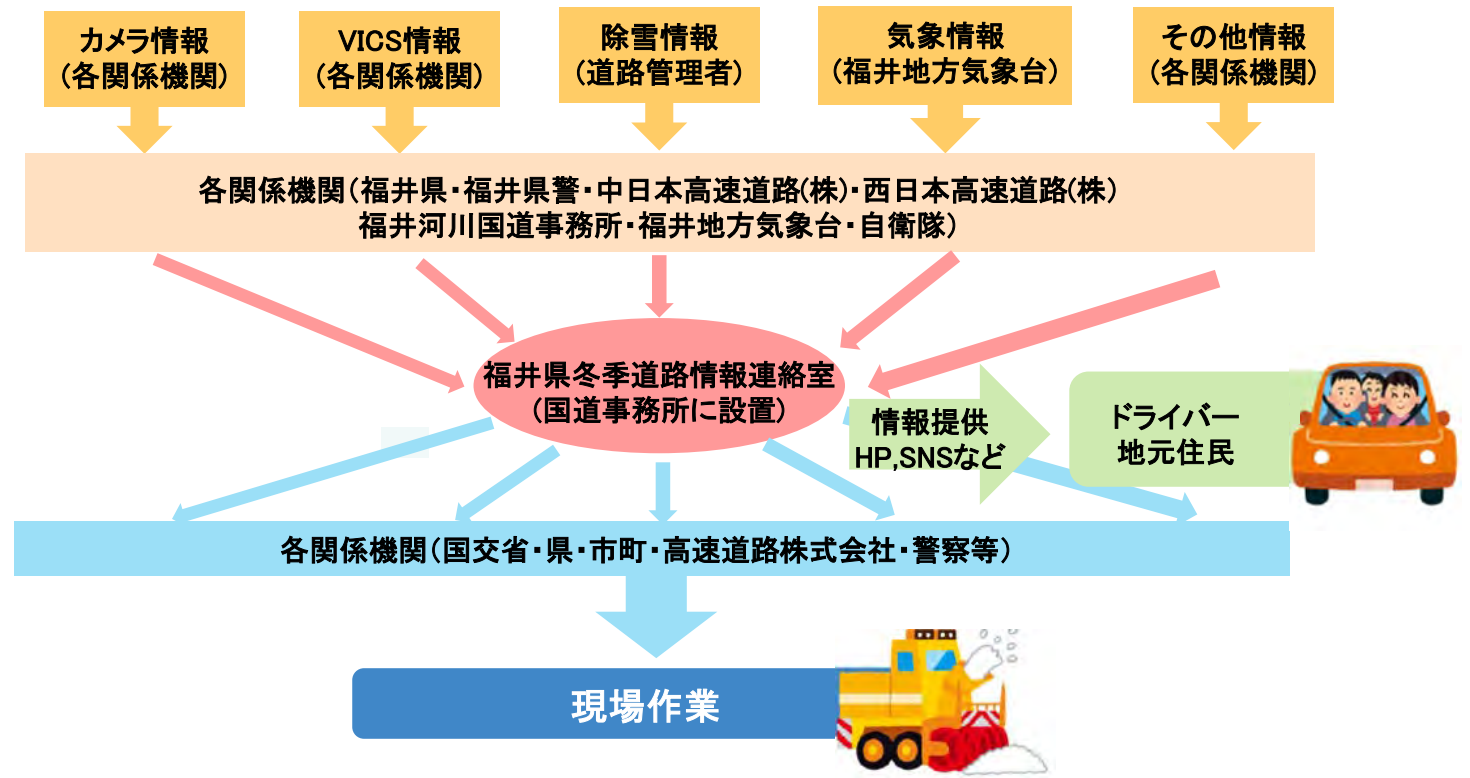
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

＜福井県における情報連絡本部（例）＞



福井県における降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

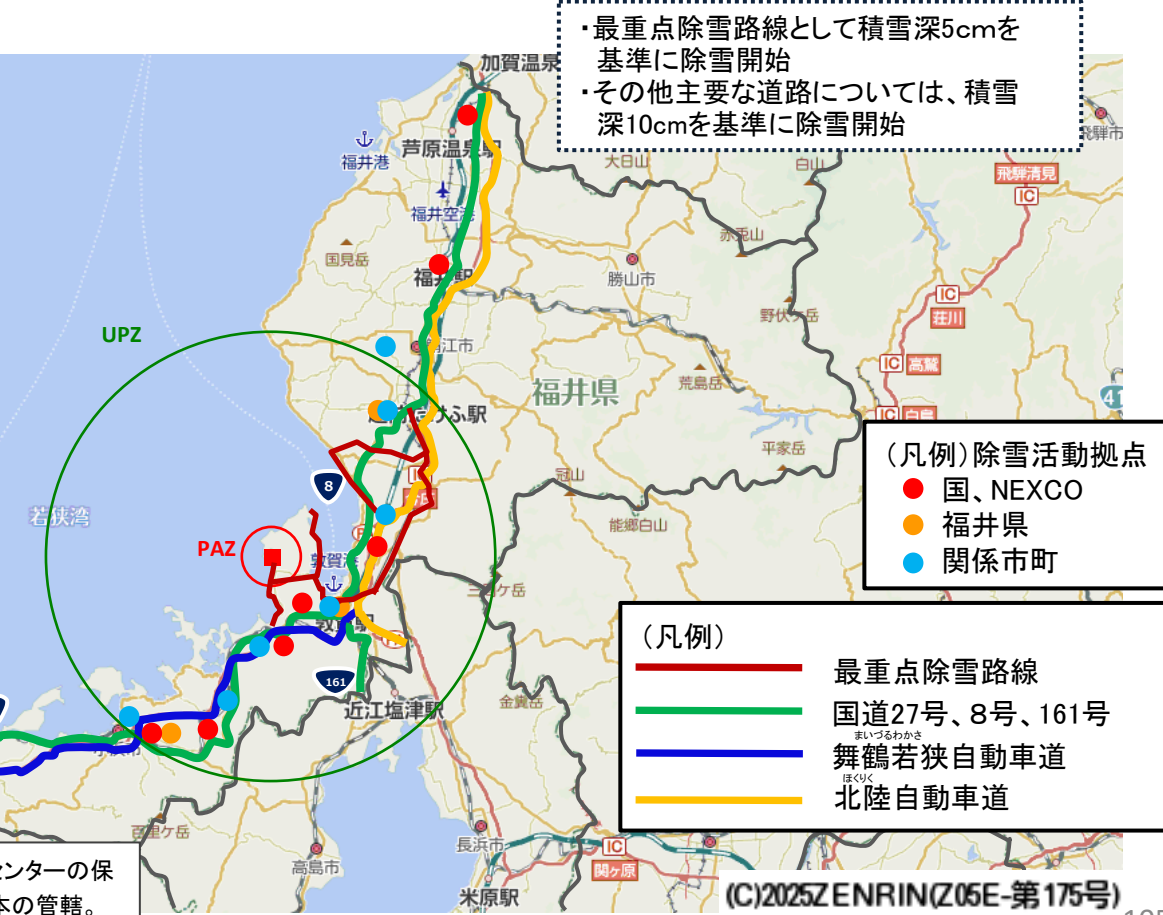
- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

除雪機械の配備台数		うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局)【R7.4現在】 ※福井県内の配備数	111台	—
福井県【R7.11現在】	286台	22台
関係市町【R7.4現在】 (美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)	205台	46台
高速道路会社(NEXCO)※1【R7.10現在】	111台	—
民間【R7.11現在】	2,200台	168台



(凡例) 除雪活動拠点

- 国、NEXCO
- 福井県
- 関係市町

(凡例)

- 最重点除雪路線
- 国道27号、8号、161号
- 舞鶴若狭自動車道
- 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

滋賀県における降雪時の避難経路の確保（自然災害対応）

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



7. 冷却告示の対象である 1・2号機に係る対応

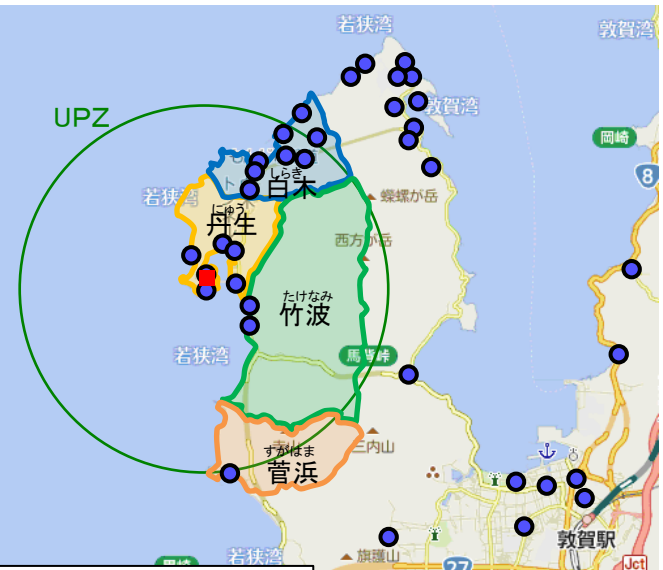
<対応のポイント>

1. 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内の住民は屋内退避を実施する。
2. 3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置を行う。
3. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜発電所1・2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、美浜発電所1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZおおむね5km圏内となり、具体的には、3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1・2号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ内(おおむね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している地域を特定。当該地域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、3号機においても発災している場合には、3号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。

1・2号機に係る原子力災害対策重点区域



(凡例)
● : モニタリングポスト

<おおむね5km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

1市1町(美浜町、敦賀市)
 住民数:752人
 人口:令和7年4月1日時点

対象地区		想定対象人数	避難行動要支援者
美浜町	丹生地区	229人	22人
	竹波地区	93人	14人
	菅浜地区	371人	62人
小計		693人	98人
敦賀市	白木1丁目	59人	0人
	白木2丁目	0人	0人
小計		59人	0人
合計		752人	98人